

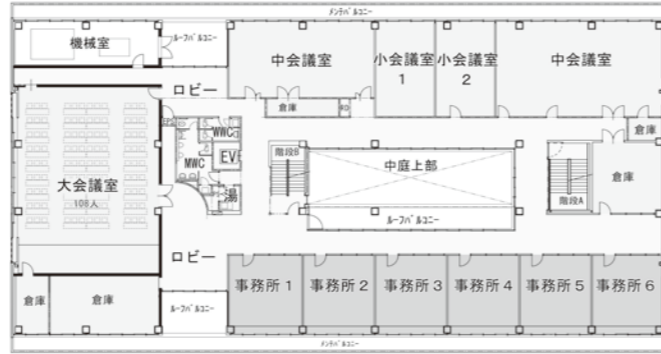
津屋崎庁舎再生整備計画(案)ができました。皆さんの意見を募集します。

市では、現在の福間・津屋崎庁舎に組織を分散して配置している分庁方式を改め、全ての部署を福間庁舎に統合後の津屋崎庁舎については、市民の皆さんからの意見をもとに、有識者や公募委員で構成する津屋崎このたび、計画案ができましたので、その概要を皆さんにお知らせすると共に、案に対する意見を募集しま

集約することを方針として庁舎統合の取り組みを進めています。庁舎再生整備計画策定審議会で、有効に活用し再生整備するための計画を審議しています。

健康センターは市民サービス窓口として再生

3F



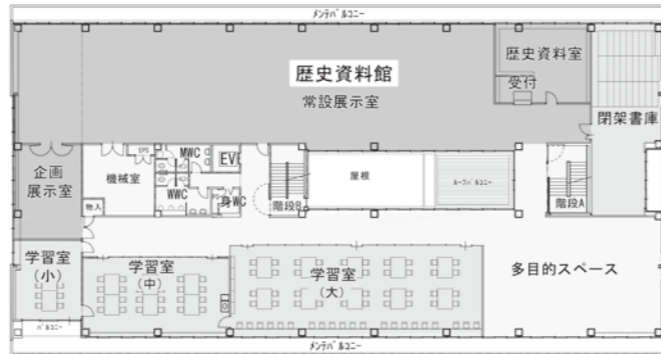
建築基準法により不特定多数の人の利用ができない3階は貸事務所と会議室を集積



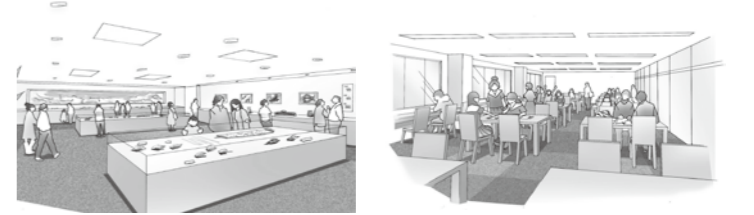
■貸事務所

3階に配置する貸事務所には、公益的団体や民間事業者などの入居を想定し、既存の会議室や旧議場については、入居した団体や市民が会議の規模に応じた部屋を選択し、利用することができる大・中・小の会議室として活用します。

2F



市にこれまで無かった歴史資料館と学習室を2階に配置



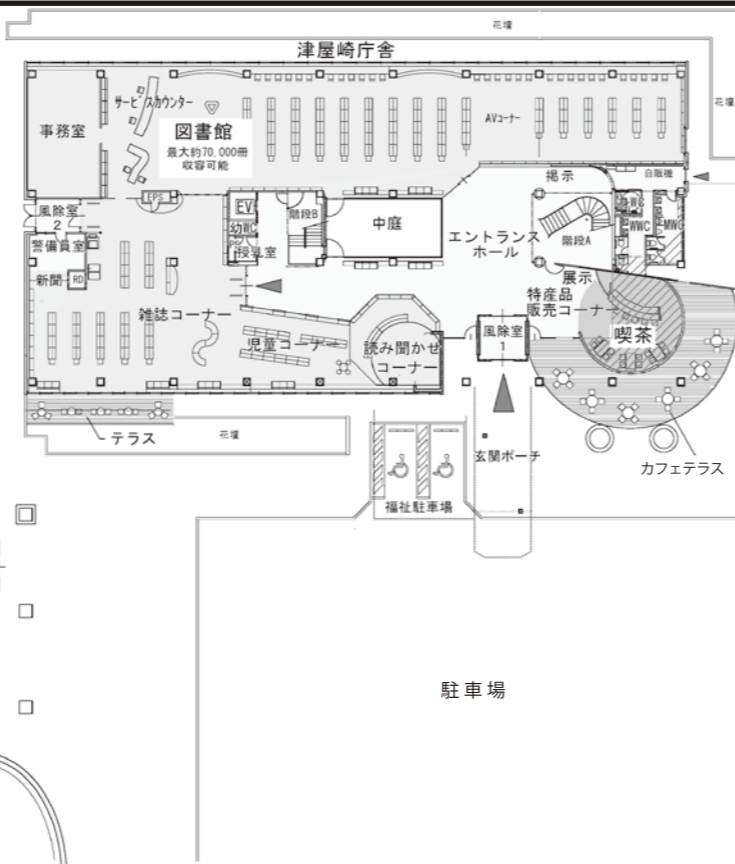
■歴史資料館

市の歴史を体系的に知ることができ、これまで市内で出土され、また保管されていた郷土資料を含む貴重な文化財などをじかに見ることが出来る施設を目指します。また、世界遺産登録を目指している「宗像・沖ノ島と関連遺産群」に関するもの、特に福津市にある古墳群に関する情報発信コーナーを設置します。

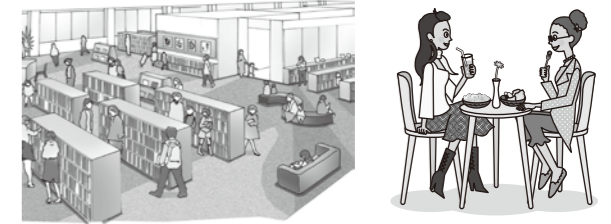
■その他のスペース

2階にはこれまでに無かった学習室を配置します。また、大きな多目的スペースをはじめフリーのスペースを配置し、高齢者や子どもがゆったりと過ごせる空間づくりに努めます。

1F



何度も行きたくなる施設を目指して図書館・喫茶コーナーを1階に配置



■図書館

図書館としての基本的な魅力を保つため、現在の市立図書館の補完的な機能に限定することなく、地域の中央館としての機能が発揮できる蔵書規模を確保します。さらに特色あるものとするこことで、現市立図書館との両立を図ります。

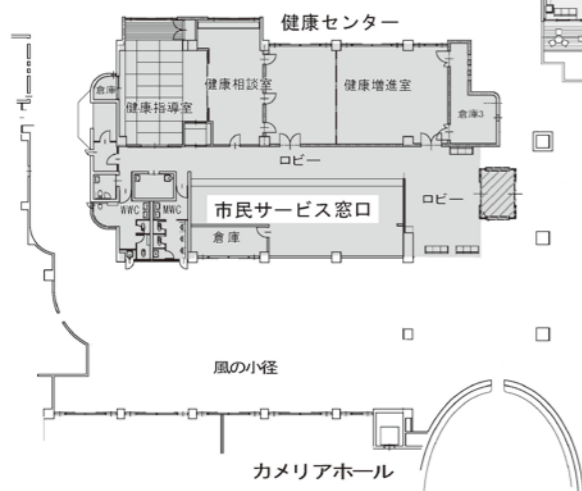
■喫茶コーナー

喫茶コーナーを側面県道から見て目立つ位置(南東側)に配置し、くつろぐスペースを作ります。開放的なイメージで整備し、併せて特産物などの販売コーナーの設置など賑わいを演出します。

■地域行政拠点 (市民サービス窓口)

現在津屋崎庁舎で行っている住民・医療・年金関係の手続きと各種証明書類の発行、健康診断などの業務をこれまで通り継続できる体制整備に加え、今後の高齢社会に対応すべく、高齢者サービスや福祉、その他市の業務全般にわたり初期相談や取次ぎが可能となる体制の整備を行い、地域の住民サービス向上に努めます。

整備にあたっては、誘導サインを設置すること、エントランスや出入り口の再整備を行います。



津屋崎庁舎再生整備計画策定の流れ

2～3ページの計画案は、市民意見をもとに有識者や公募委員で構成する津屋崎庁舎再生整備計画策定審議会で審議し、作成したものです。

津屋崎庁舎は鉄骨造の準耐火構造で作られており、建築基準法上、用途変更に制約を受けるなどの諸条件もあることから、審議会では市民意見を以下の4つの視点で整理しました。

- ・市全体としての必要性(同様の施設の有無・充足性、行政施設としての必要性、計画策定の主旨)
- ・地域的な必要性・市全体としての配置バランス(他施設との距離、機能不足を補うことの妥当性)
- ・有効性(利用予測、事業効果など)
- ・実現性(建築基準法・構造上の可否、スペースの充足性)

この4つの視点のもと、地域が賑わい活性化するような施設にすること、地域行政拠点・図書館・歴史資料館・喫茶コーナー・貸事務所などを配置する複合施設にすることなどの基本コンセプトを決め、レイアウトを検討し計画案を作成しています。

この計画案は、市民意見公募で意見をいただき必要に応じて修正を加え、最終的な計画として審議会から市へ答申され、決定します。

市民意見公募(パブリックコメント)の募集期間、方法など

◆意見募集となる事案

津屋崎庁舎再生整備計画(案)

◆計画案の公開および意見募集期間

2月14日(金)～3月14日(金)

※郵便の場合は3月14日(金)までの消印有効

◆意見を提出できる人

市に在住、在勤、在学している人や団体など

◆計画案の閲覧場所

市役所福間庁舎、市役所津屋崎庁舎、カメラアホール、ふくとびあ、市中央公民館、宮司コミュニティセンター、市立図書館

※郷づくり拠点施設では、閲覧のみできます。

※施設によって閲覧時間、開館時間、休館日が異なりますので、ご注意ください。

※市公式ホームページ(<http://www.city.fukutsu.lg.jp/>)や担当課でも閲覧できます。

◆意見提出の方法

意見は必ず紙(書式は自由)に書くか、メールなどの記録に残る方法で、住所と氏名(団体の場合は団体名と代表者名)を明記して提出してください。なお、ホームページには意見提出用の様式を用意していますので、ご利用ください。

・提出箱 上記の閲覧場所に意見公募箱を置いています。

・持参 市広報秘書課(福間庁舎)・市行政経営企画課(福間庁舎)

・郵送 〒811-3293(住所不要)福津市広報秘書課

・メール info@city.fukutsu.lg.jp

・ファクス 43・3168

◆問い合わせ

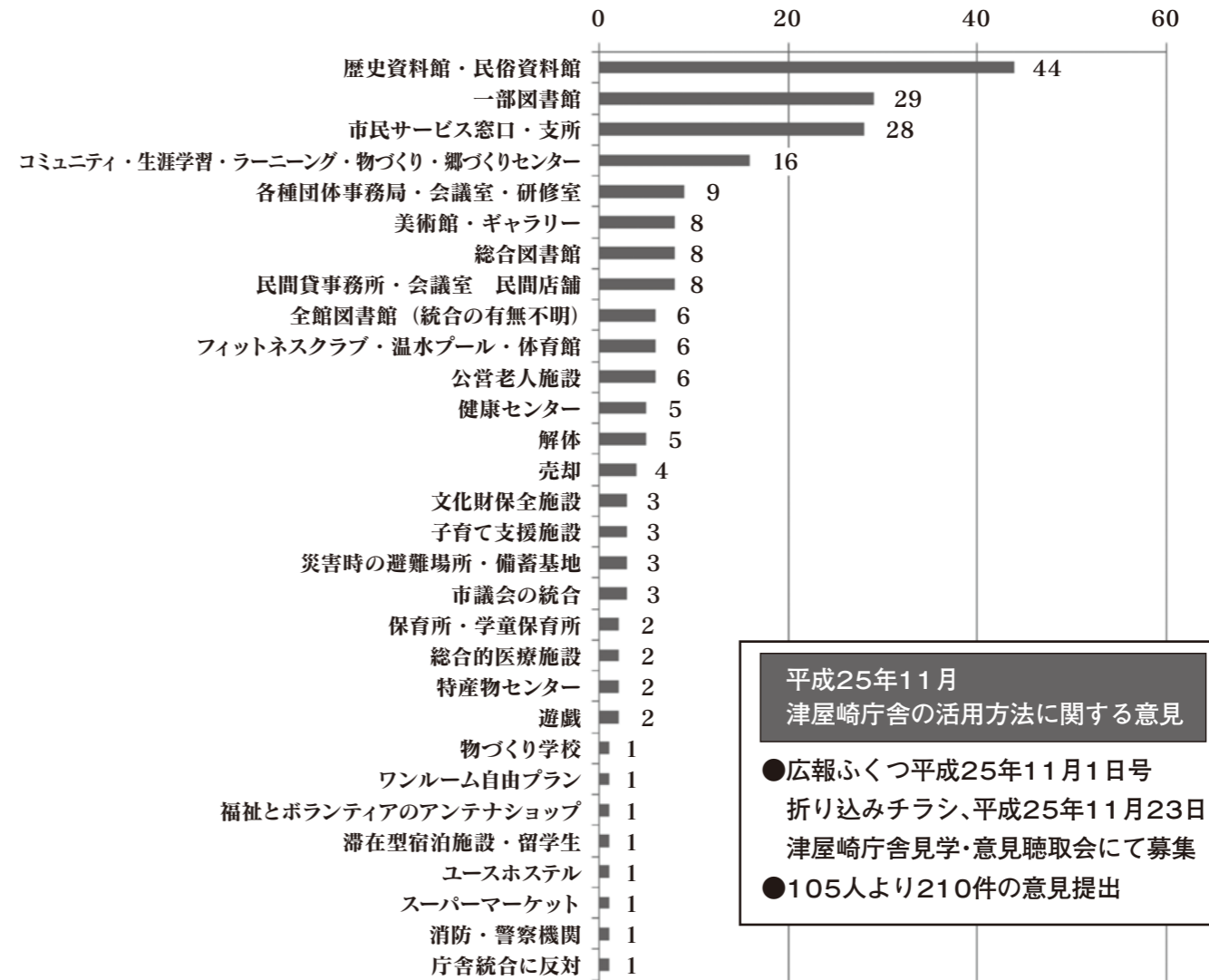
手続きについて 市広報秘書課(福間庁舎) ☎43・8113

内容について 市行政経営企画課(福間庁舎) ☎43・8121

市民意見およびアンケート結果

たくさんご意見をお寄せいただき、ありがとうございました

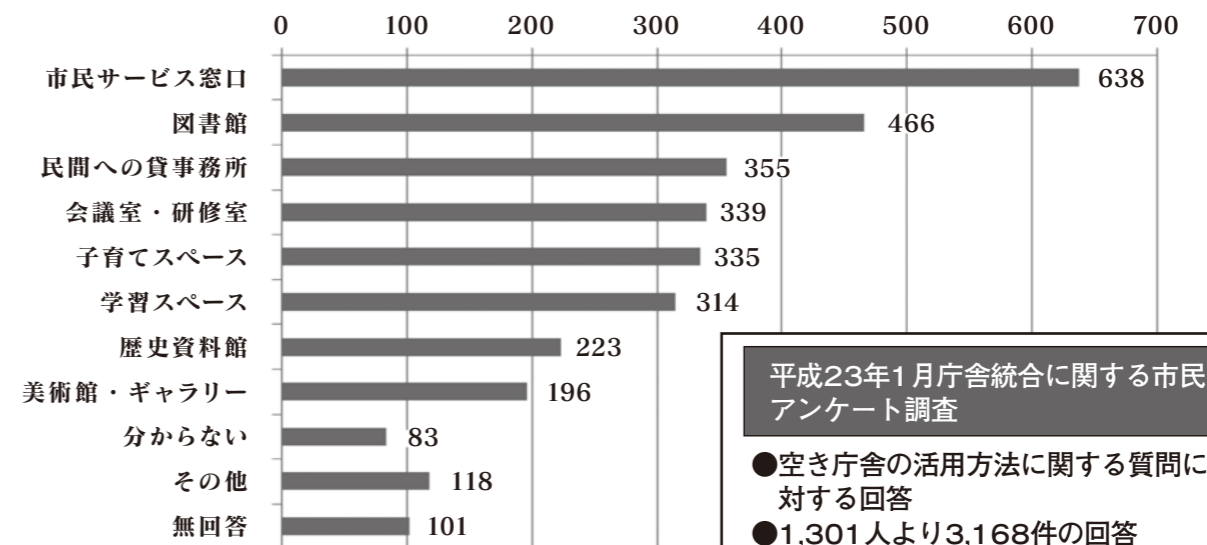
Q 庁舎統合後の津屋崎庁舎は、どのように活用すべきか?(複数記入可)



平成25年11月
津屋崎庁舎の活用方法に関する意見

- 広報ふくつ平成25年11月1日号
折り込みチラシ、平成25年11月23日
津屋崎庁舎見学・意見聴取会にて募集
- 105人より210件の意見提出

Q 統合するとした場合、空いた庁舎はどのように活用すべきか?(複数回答)



平成23年1月庁舎統合に関する市民
アンケート調査

- 空き庁舎の活用方法に関する質問に
対する回答
- 1,301人より3,168件の回答